ザ・ビジネスモールへの広告掲載について

ザ・ビジネスモールの以下ページにおいて、バナーまたはテキスト文章の広告掲載を受け付けます。
- ●ザ・ビジネスモールウェブサイト（PC 版ページ）
- ●メールマガジン

※掲載箇所、料金については別表に定める通り
申込みにあたっては、事前に以下の内容をよくご確認のうえお申込みください。
規程やガイドラインに沿わない場合は掲載をいただけませんので、予めご承知おきください。

※事前に必ずご確認ください。

1. **広告掲載の流れ**
2. **ザ・ビジネスモール広告掲載取扱規程**
3. **広告表現ガイドライン**
4. **広告の規格（サイズと仕様）**
5. **広告掲載箇所と料金**

ザ・ビジネスモールの概要

ザ・ビジネスモールは全国の商工会議所・商工会が共同で運営する、日本最大級の商取引支援サイトです。
全国 550 団体を超える日本全国の商工会議所・商工会で共同運営し、29 万社以上の各地企業情報を掲載しています。
北は北海道、南は沖縄まで、会員事業所に IT を活用した経営支援を行おうと意欲の高い商工会議所・商工会が集結し、ザ・ビジネスモールを運営しています。
各地商工会議所からのアクセス流入もあり、アクセスユーザーは中小企業経営者層、営業マンなどビジネス志向性の高いユーザーが多いのが特徴です。（※ご提供ページのアクセス数は料金表ページに記載）

掲載企業数	約 29 万社
地域	日本全国（北海道～沖縄）
登録団体	556 団体（商工会議所・商工会等）
サイト開設	1999 年 8 月

（2023 年 8 月 18 日現在）

お申込みにあたっては、事前に必ず「広告掲載規程」「表現ガイドライン」「規格」「料金」をご確認ください。

お申込みにあたっては、事前に必ず「広告掲載規程」「表現ガイドライン」「規格」「料金」をご確認ください。

1．広告掲載の流れ

（１）掲載までのスケジュール

①空き枠の確認（掲載希望日の２週間前まで）

ご希望の掲載枠の空き状況を確認いたします。

②お申込（掲載希望日の２週間前まで）

広告掲載申込用紙に必要事項を記入、ご捺印の上、メール、ＦＡＸまたは郵送にてお申込みください。

- ●メール：b-mall@b-mall.ne.jp
- ●FAX：06-6946-7214
- ●郵送：〒540-0029

大阪市中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所２階 経営情報センター内　ザ・ビジネスモール事務局

③掲載可否の決定

お申込内容の確認、空き枠を確認し、掲載可否を決定いたします。

④入金（掲載希望日の５営業日前まで）

お申し込み受付後、請求書をお送りします。期日までにご入金ください。（一括前納）
※期日までにご入金がない場合は、掲載をお断りいたします。

⑤入稿（掲載希望日の５営業日前まで）

期限までに必ず入稿してください。広告内容を審査の上、掲載します。

⑥掲載

開始日になりましたら掲載内容を確認ください。
※メルマガ広告は５営業日前までに購読登録のうえ当日掲載内容をご確認ください。

（２）ウェブ広告の掲載開始日・終了日

掲載開始・終了日は**毎週月曜日**を基点としてご希望を承ります。（月曜日が祝日の場合は翌営業日）
掲載日は午前１０時までに掲載開始いたします。10 時以降にサイトにて掲載内容をご確認ください。

（３）メルマガ広告の掲載開始日

メールマガジンは基本的に**毎週水曜日**に配信しております。掲載を希望する週をご指定ください。
※ただし月によっては配信週がことなる場合がありますので、事前に事務局までご確認ください。
※５営業日前まで購読登録をしていただき、当日、お手元に届くメルマガにて掲載内容をご確認ください。

（４）ご入稿について

掲載を希望する５営業日前までに以下メールアドレスに入稿をお願いします。

入稿用メールアドレス　：　b-mall@b-mall.ne.jp

期限までに必ず入稿してください。広告内容を審査の上、掲載します。ご入稿後、内容の修正が必要な場合は、５営業日前までにお申し出ください。掲載中の内容ご変更も同様に対応いたします。
※ウェブ広告、メルマガ広告とも、ご入稿いただいた内容をそのまま掲載させていただきます。事前の掲載プレビュー、原稿内容の確認はいたしておりません。

2. ザ・ビジネスモール広告掲載取扱規程

第１条（規定）
本規定は、ザ・ビジネスモール事務局（以下、「事務局」とします。）が提供するザ・ビジネスモールの広告掲載サービス（以下「本サービス」とします。）の一切に対して適用します。

第２条（利用者および利用者の範囲）
1. 利用申込者とは、事務局に広告掲載サービスの利用申し込みを行った者をいいます。
2. 利用申込者は、ザ・ビジネスモール登録団体の会員であり、ザ・ビジネスモールのユーザーID を取得している事業者に限ります。
3. 官公庁・公共団体の場合は、原則この範囲を条件としません。
4. 広告代理店の場合はクライアント（広告主）がザ・ビジネスモール登録団体の会員事業所である必要があります。
5. 利用申込者は、事務局に本サービスの利用を申し込んだ時点で、本利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
6. 利用申込者は、本利用規約に定める事項を遵守しなければなりません。

第３条（広告の範囲）
１．以下の事業者による広告掲載は受け付けません。
A) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当するものならびに風俗営業類似の業種
B) 消費者金融、高利貸し
C) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
D) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
E) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の事業者

２．以下の内容の広告掲載は受け付けません。
A) 公序良俗に反するもの
B) 関係法規に違反するもの
C) 誤解を与える恐れがあるもの
D) 他者に不利益を与える恐れがあるもの
E) 虚偽があると考えられるもの
F) ザ・ビジネスモールと競合、あるいはザ・ビジネスモールの業務に支障をきたすもの
G) ザ・ビジネスモールの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
H) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
I) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
J) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
K) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
L) 閲覧者を迷わせる、または不安を与える恐れのあるもの
M) ギャンブルにかかわるもの（宝くじは除く）
N) 社会的に適切でないもの
O) 国内世論が大きく分かれているもの
P) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
Q) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
R) 青少年の健全育成に反するもの
S) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
T) 広告主体者が不明のもの
U) アフィリエイト広告や Java などプログラムの伴うもの。
V) その他、掲載する広告として適当でないと事務局が認めるもの

第４条（広告の規格）
広告掲載料金は別途記載の「広告掲載規格」に記載の通りとします。

第５条（掲載料金）
広告掲載料金は別途記載の「広告掲載箇所と料金」に記載の通りとします。

第６条（掲載単位）
1. ウェブ広告の掲載期間は１か月単位とし、１か月は４週間として掲載期間を算出します。
2. ウェブ広告は月曜日を広告掲載開始日とします。月曜日が祝日の場合は翌営業日を当該週の広告掲載開始日とします。
3. メールマガジンは配信号単位とします。

第７条（料金の支払い）
広告掲載料金は、すべて現金による前払いとなります。

第８条（効果測定）
事務局による広告の効果測定は実施しません。

第９条（利用の不承認）
１．事務局は、審査の結果、利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断したときは、当該利用を承認しないことがあります
A)　広告掲載料金の入金が確認できない場合
B)　利用申込者が第２条に定める資格を有しない場合
C)　利用申込者が実在しない場合
D)　利用申込みの際の申告事項に、虚偽の記載または重要事項の不足がある場合
E)　第３条に定める広告の範囲を超えるもの
F)　第４条に定める広告の規格から外れるもの
G)　その者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、利用申込の際に法定代理人または成年後見人、保佐人、補助人の同意等を得ていない場合
H)　本サービスの遂行上または技術上の支障がある、または支障が生じるおそれがあると判断されるとき
I)　その他、事務局が不適当と判断したとき
2.　利用申込者が前項各号のいずれかに該当することで、事務局が損害を被った場合、事務局は当該利用申込者から被った損害の賠償を請求できるものとします。
3.　事務局は、第１項の措置を講じた場合において、その措置が講じられたことの結果として発生する損害については、一切の責任を負いません。

第 10 条（利用取消）
1.　利用申込者が次のいずれかに該当する場合は、事務局が認知した時点において事前に何等通知または催告することなく、掲載を取り下げるものとします。
A)　利用申込者を破産者とする破産の申立、利用申込者の倒産または廃業、民事再生法に基づく申立等
B)　利用申込者の吸収合併または組織変更等による法人としての同一性の喪失、営業の全部譲渡
C)　利用申込者による本サービスに対する破壊行為、妨害行為ないしそれらの恐れがある場合
D)　窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈収賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス、情報漏えい、不正売買等、利用申込者 による本サービスの悪用ないし濫用
E)　利用申込者による本サービスの利用に関し他者から事務局にクレーム・請求等が為され、かつ事務局が必要と認めた場合
F)　その他本サービスの運営上不適当と事務局が判断した場合
2.　利用申込者が前項各号のいずれかに該当することで、事務局が損害を被った場合、事務局は当該利用申込者から被った損害の賠償を請求できるものとします。
3.　事務局は、第１項の措置を講じた場合において、その措置が講じられたことの結果として発生する損害については、一切の責任を負いません。

第 11 条（本サービスの一時的な中断）
1.　事務局は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、事前に通知することなく一時的に本サービスを中断することがあります。
A)　本サービス用設備等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合
B)　火災、停電、障害等により本サービスの提供ができなくなった場合
C)　地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
D)　戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
E)　その他、運用上または技術上事務局が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2.　事務局は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する利用申込者または他者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第 12 条（自己責任の原則）
1.　利用申込者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。以下同様）から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をも って処理解決するものとします。
2.　利用申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3.　利用申込者は、本サービスの利用により事務局または他者に対して損害を与えた場合（利用申込者が、この規約上の義務を履行しないことにより他者または事務局が損害を被った場合を含みます）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第１３条（免責）
1.　本サービスの内容は、事務局がその時点で提供可能なものとします。事務局は、本サービスにて提供されたデータや情報等につい

て、その完全性、 正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。

2. 事務局は本サービスの利用により発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、および本サービスを利用できなかったことにより発生した損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第 14 条（本サービスの中止・廃止）

事務局はオンライン上に事前通知をした上で、本サービスの全部または一部の提供を中止または廃止することがあります。この場合において、本サービスの中止または廃止の事前通知は、オンライン上で表示された時点で全利用者に到達したものとみなします。前項の手続をとることで、中止または廃止により損害が発生したとしても一切の責任を負いません。

第 15 条（譲渡禁止等）

利用申込者は、利用申込者として有する権利を第三者に 譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第 16 条（設備等）

1. 利用申込者は、ザ・ビジネスモールまたはザ・ビジネスモールのメールマガジンを閲覧するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態に置くものとします。
2. また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してザ・ビジネスモールに接続し、利用するものとします 。

第 17 条（消費税）

利用者が事務局に対して、本件サービス料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）および、同法に関する法令の規定に基づき課税される 消費税の額）を加算した額とします。

第 18 条（その他）

上記に定めがないものは、ザ・ビジネスモールの利用規約に則るものとします。

（附則）

本規定は令和 2 年 1 月 8 日から施行します。

3．広告表現ガイドライン

第１条（趣旨）

この広告表現ガイドラインは、ザ・ビジネスモールにバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、広告掲載取扱規程に定める事項のほか、ザ・ビジネスモールサイトのページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

第２条（禁止表現）

次のいずれかの表現を含んだバナー広告は、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
（１）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
（２）アラートマーク
（３）ラジオボタン、チェックボックス
（４）テキストボックス（入力できるように見えるもの）
（５）プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）、リストボックス

第３条（ザ・ビジネスモールサイトとの区別）

次の表現については、閲覧者がザ・ビジネスモールサイトのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。
（１）ザ・ビジネスモールサイトと類似の色調及び字体を使用するもの。
（２）「商談マッチング」などザ・ビジネスモールが主として提供しているコンテンツと類似の表現を用いるなど、閲覧者がザ・ビジネスモールのサービスの一部であると誤認しやすいもの。
（３）「商工会議所」「商工会」といった、ザ・ビジネスモールおよび登録団体を連想させる言葉を使用するもの。

第４条（色調）

バナー内の文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

第５条（解像度）

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（附　則）
本規定は令和２年１月８日から施行します。

4．広告の規格（サイズと仕様）

（１）ウェブ広告

<バナー広告、テキスト広告　共通>

項目	内容
掲載タイプ	貼り付け・期間保証
掲載期間	１か月（４週間）
広告掲載・終了切替日	毎週月曜日 10 時更新。休祝日の場合は翌営業日。
リンク指定	1 か所

<バナー画像仕様>

項目	内容	
バナー画像形式	JPEG、PNG、BMP、GIF	
バナー画像サイズ	スーパー	1300px　×　80px
	トリプル	248px　×　180px
	ダブル	248px　×　120px
	シングル	248px　×　60px
	フローティングバナー（画面追従型）	150px　×　350px 以内
最大ファイル容量	500kb まで	
Alt テキスト	不可	
アンダーテキスト	不可	

※掲載日になりましたら、10 時以降にサイトにて掲載内容をご確認ください。

（２）メルマガ広告

<メルマガ広告仕様>

１枠につき、

全行３５文字（全角半角問わず）×６行以内

●全６行の中で提供元情報、リンク先を記載する事。
●飾り文字は可。
●機種依存文字不可。
●セミナーイベント枠は、１枠１イベント又はセミナーの紹介
●受け取った入稿原稿が上記仕様と異なる場合は掲載原稿を調整します。
●配信数は発行するメールマガジンの末尾に掲載しています。
●予めメルマガ購読をお手続きのうえ配信内容を確認ください。
●クリック数や開封率は計測していません。
●配信先のセグメントは行えません。

※5 営業日前までメルマガ購読登録のうえ、当日、お手元に届くメルマガにて掲載内容をご確認ください。

※ウェブ広告、メルマガ広告とも、ご入稿いただいた内容をそのまま掲載させていただきます。事前の掲載プレビュー、原稿内容の確認はいたしておりません。

5. 広告掲載箇所と料金※「6．広告の規格（サイズと仕様）」を合わせてご確認ください。

（1）-① ウェブ広告（TOP ページ）

掲載ページ	月間平均アクセス数	種類	掲載箇所	サイズ	料金（税込・消費税率 10%）	枠数
TOP ページ	約 20,000 アクセス	バナー広告	ヘッダーバナー	スーパー	550,000 円／4 週間	1
			TOP バナー	スーパー	330,000 円／4 週間	1
			ＰＲバナー	スーパー	220,000 円／4 週間	1
			フローティングバナー		330,000 円／4 週間	1
		テキスト広告	ＰＲテキスト（PC 版、スマホ版同時掲載）	50 文字まで	11,000 円／4 週間	10

PR テキスト広告は PC 版、スマホ版ともに掲載　※バナー広告についてはスマホ版の広告掲載メニューご提供はございません。

掲載位置イメージ（TOP ページ）

（1）-②　ウェブ広告（企業検索ページ）

掲載ページ	月間平均アクセス数	類 種	掲載箇所	サイズ	料金（税込・消費税率 10%）	枠数
企業検索ページ（PC 版）	約 220,000 アクセス	バナー広告	ヘッダーバナー	スーパー	330,000 円／4 週間	1
			サイドバナー	トリプル	220,000 円／4 週間	1～3
				ダブル	165,000 円／4 週間	
				シングル	110,000 円／4 週間	
			フッターバナー	スーパー	165,000 円／4 週間	1
		テキスト広告	ＰＲテキスト（PC 版、スマホ版同時掲載）	25 文字まで	11,000 円／4 週間	10

PR テキスト広告は PC 版、スマホ版ともに掲載　※バナー広告についてはスマホ版の広告掲載メニューご提供はございません。

掲載位置イメージ（企業検索ページ）

（2）メルマガ広告

掲載ページ	配信数	掲載箇所	サイズ	料金（税込・消費税率 10%）	枠数
メール マガジン	約 24,000 通	ヘッダー	全 6 行	55,000 円／回	1
		ミドル	全 6 行	22,000 円／回	1
		フッター	全 6 行	11,000 円／回	3

掲載位置イメージ（メールマガジン）

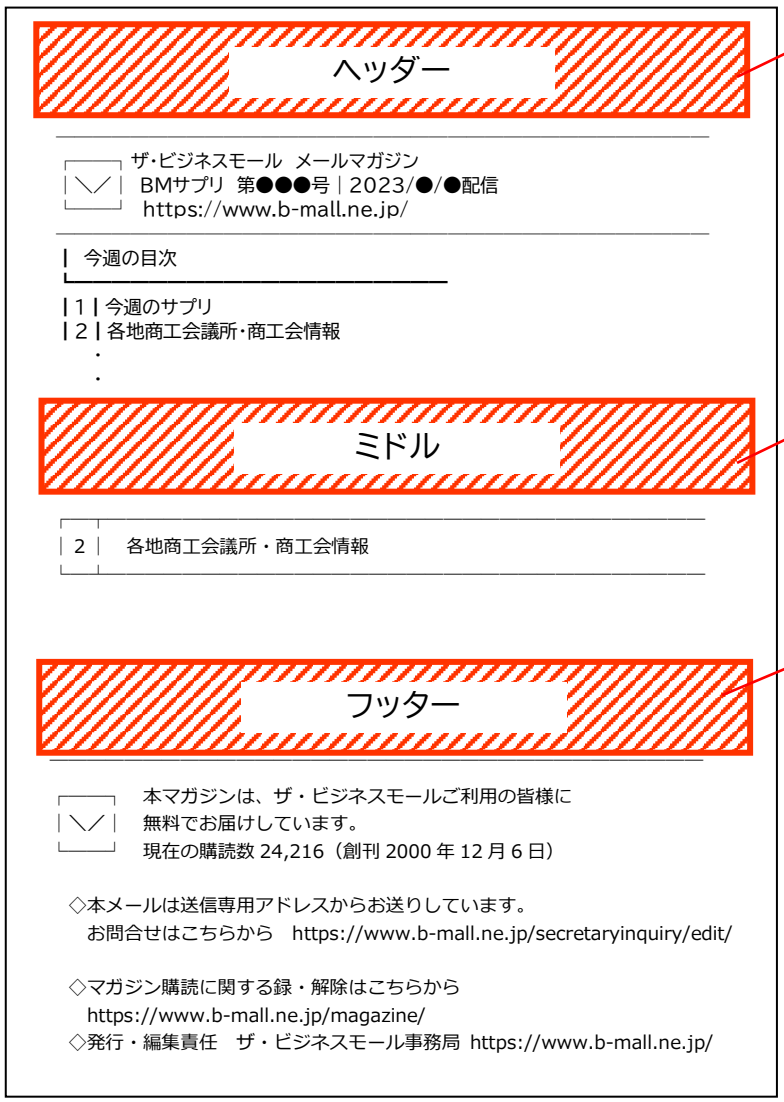

メールマガジンの冒頭

「各地商工会議所･商工会情報」」の上
（旧名称:セミナーイベント枠）

メールマガジン文末 フッターの上
（旧名称:自社 PR 枠）

メルマガの掲載箇所名称を以下の通り変更しました。
掲載位置、料金に変更はございません。

(旧)ヘッダー枠 → (新)ヘッダー
(旧)セミナーイベント枠 → (新)ミドル
(旧)自社 PR 枠 → (新)フッター

また、「ミドル」枠については、これまでセミナーイベントのみとしていましたが、内容問わずご掲載いただけるようにいたします。

お問い合わせはこちらまで

ザ･ビジネスモール事務局(大阪商工会議所経営情報センター内)
（受付:平日 9:00-17:00）
●メール:b-mall@b-mall.ne.jp
●TEL:050-7105-6220 ●FAX:06-6946-7214